

# 赤ちゃんの誕生おめでとうございます

## 赤ちゃんがいるご家庭を訪問します！

宇都宮市では、裏面の「出生連絡票」をもとに、生後 4 か月になるまでの赤ちゃんのいるすべてのご家庭に専門職の指導員が訪問し、赤ちゃんの発育状況の確認や子育てに関する情報提供、アドバイスを行っています。

なお、出生連絡票の提出がない場合は、住民基本台帳をもとに直接訪問しています。

また、赤ちゃん訪問時「妊婦支援給付金（2 回目）」のご案内をいたします。



○赤ちゃんが生まれたら「**出生連絡票**」(母子健康手帳交付時に配付された「ママ・パパと赤ちゃんのためのしおり」のとじこみはがき)を出してください。

☆できるだけ生後14日以内にお出してください。

☆なお、「出生連絡票」は、下記の方法でもお出しいただけます。

・電話：**632-2388**(祝休日を除く月～金曜日**8:30～17:15**)

・FAX：**638-8941**(裏面の「出生連絡票」をご利用ください)

・メール：**u33001000@city. utsunomiya. tochigi. jp**

※メールでのご提出の際は、件名に「出生連絡票」と明記してください。

○訪問までの流れ

出生連絡票の提出 → 訪問日程の連絡(訪問員より電話) → ご自宅へ訪問

\*市外や他県で里帰り出産をした場合、里帰り先で訪問を希望する方は、先方の自治体にご相談ください、里帰り先で利用できることもあります。

\*他市町村にお住まいの方で宇都宮市に里帰りをしており、本市の訪問を希望する方は、住民票のある市町村にご相談ください(自治体からの依頼により訪問いたします)。

